

中学保健体育科
ニュース

機関誌

大修館書店

NEWS FILE

世界の受動喫煙対策と日本の課題

世界保健機関（WHO）の調査では、世界188カ国のうち、病院、学校、大学、行政機関、事務所、飲食店、バー、公共交通機関という人が集まる8つの場所すべてで、喫煙室を残さない屋内の全面禁煙の法規制をした国は49カ国に上る。

また、国際オリンピック委員会（IOC）は、「たばこのないオリンピック」を推進することで、2010年にWHOと合意。合意後、日本を除くすべての開催国及び開催予定国は、罰則を伴う室内禁煙の法規制を導入してきた。

こうした世界の潮流に則って厚生労働省は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、受動喫煙防止対策を強化しようとしているが、自民党との意見集約が難航している。開催国として、受動喫煙対策のオリンピック・レガシーを残せるか、秋に見込まれる臨時国会がヤマ場となる。

【世界の規制状況】

禁煙場所の数	国数	代表的な国
8種類すべて	49カ国	英国、カナダ、ロシア、ブラジル等
6～7種類	22カ国	ノルウェー、ハンガリー等
3～5種類	47カ国	ポーランド、ボルトガル等
0～2種類	70カ国	日本、マレーシア等

* 8種類の公共の場所：①医療施設、②大学以外の学校、③大学、④行政機関、⑤事業所、⑥飲食店、⑦バー、⑧公共交通機関

（WHOの2015年の調査より）

CONTENTS

- 新学習指導要領における保健体育科改訂のポイント 日野克博（愛媛大学）2
いま、運動部活動はどう変わろうと 中小路徹（朝日新聞編集委員・スポーツと社会担当）6
しているのか

新学習指導要領における 保健体育科改訂のポイント

日野克博
(愛媛大学)

1 はじめに

平成26年11月に、文部科学大臣から「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」の諮問が中央教育審議会にあり、約2年4ヶ月の議論を経て、平成29年3月31日に小学校及び中学校の新しい学習指導要領が告示されました。中学校学習指導要領は、平成30年から移行措置を実施し、平成33年から全面実施することになります。

学習指導要領は概ね10年ごとに改訂されてきました。10年経てば、社会が変わり、子供も変わります。また、これからの社会を見据えた新しい教育の在り方も求められます。学習指導要領の改革期を迎え、よい成果を収めているものはより充実を図り、課題が見つければ、その改善を図っていく必要があります。文部科学省のホームページには、中学校学習指導要領（以下、要領）並びに中学校学習指導要領解説保健体育編（以下、解説）が公表されています。それらを参考に、新学習指導要領における保健体育科の改訂のポイントについて述べることにします。

2 改訂の基本方針

今回の改訂は、中央教育審議会答申を踏まえながら、学校教育の全体を視野に、次のような基本方針に基づき行われました。

- ・育成を目指す資質・能力の明確化
- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現にむけた授業改善の推進
- ・各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

特に、今回の改訂では、「何ができるようになるか」という視点から、学校教育の全体を通して育成を目指す資質・能力が、

- ①生きて働く「知識・技能」の習得、
- ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、
- ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向か

う力・人間性等」の涵養、
の三つの柱で示され、保健体育科をはじめ各教科等の目標や内容が、この三つの柱に基づいて整理されました。

また、子供たちが生涯にわたって能動的に学び続けることができるようになることを目指し、アクティブ・ラーニングの視点から「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて授業改善を図ることが求められています。さらに、学校の教育活動全体を通じて、教育内容のつながりや学校や地域とのつながり等、一層の連携を図り、教育活動の質を向上させることが期待されています。

こうした学校全体での基本方針を踏まえたうえで、保健体育科においても、子供たちが「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」等について再考し、授業の質を向上させ、より確かな成果を保証していくための改善が図られました。

表1は、保健体育科改訂の要点を示したものです。その詳細は、要領や解説等をご参照下さい。ここでは、表1の下線の箇所を中心にそのポイントについて述べていきます（下線は筆者）。

3 「改訂の要点」のポイント解説

1) 目標の見直し：豊かなスポーツライフの実現に向けて

表2は、新学習指導要領における中学校保健体育科の目標です。現行の目標は一文で包括的に示されていましたが、今回の改訂では、育成を目指す資質・能力が三つの柱に整理されたことを受け、保健体育科の目標についても、表2の（1）は「知識及び技能」、（2）は「思考力、判断力、表現力等」、（3）は「学びに向かう力、人間性等」に対応しており、三つの柱に沿って目標が具体的に示されました。そして、それらの資質・能力を身に付けることで、「生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現する」ことが目指されています。これまでも、生涯にわたって豊かなスポーツ

表1. 保健体育科改訂の要点（中学校学習指導要領解説保健体育編）

- ①体育分野においては、学校教育法に示す資質・能力の育成を明確にするため、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の育成を重視し、目標及び内容の構造の見直しを図ること。
- ②「カリキュラム・マネジメント」の実現及び「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する観点から、発達の段階のまとまりを考慮し、各領域で身に付けさせたい具体的な内容の系統性を踏まえた指導内容の一層の充実を図るとともに、保健分野との一層の関連を図った指導の充実を図ること。
- ③運動やスポーツとの多様な関わり方を重視する観点から、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう指導内容の充実を図ること。その際、共生の視点を重視して改善を図ること。
- ④生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する基礎を培うことを重視し、資質・能力の三つの柱ごとの指導内容の一層の明確化を図ること。
- ⑤保健分野においては、生涯にわたって健康を保持増進する資質・能力を育成することができるよう、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」に対応した目標、内容に改善すること。
- ⑥心の健康や疾病の予防に関する健康課題の解決に関わる内容、ストレス対処や心配蘇生法等の技能に関する内容等を充実すること。
- ⑦個人生活における健康課題を解決することを重視する観点から、健康な生活と疾病の予防の内容を学年ごとに配当するとともに、体育分野との一層の関連を図った内容等について改善すること。

ライフを実現することは、小学校、中学校、高等学校等の校種を越えて学校体育の共通の目標とされてきました。そのことは新しい学習指導要領でも踏襲されています。

また、今回の改訂では、子供たちが「どのように学ぶか」（主体的・対話的で深い学び）についても重視されており、「体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程」を通して、資質・能力を育成していく必要があります。目標の中で学習過程について言及していることから、「何ができるようになるか」という結果だけを求めるのではなく、「どのように学ぶか」という学習の過程（プロセス）を大切に、「主体的・対話的で深い学び」を通して、資質・能力をバランスよく育成をしていく必要があります。

表2. 保健体育科の目標

- 体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
- (1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。
 - (2) 運動や健康についての自他の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
 - (3) 生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

2) 内容の見直し：指導内容の一層の明確化

今回の改訂では、目標と同様に、資質・能力の三つの柱を踏まえた内容の見直しが図られました。一つは、内容構造の見直しです。これまで、体育分野の運動領域は「技能」「態度」「知識、思考・判断」で、体育分野の体育理論と保健分野は「知識」で内容が構成されていました。今回の改訂により、体育分野は「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」で、保健分野は「知識・技能」「思考力、判断力、表現力等」で内容が再構成されています。今後、評価についても資質・能力の三つの柱に沿って示されていくものと思われます。こうして目標・内容・評価が一貫性を持つことにより、「指導と評価の一体化」「指導と評価の整合性」が図られ、授業の質の向上が期待されます。

次に、もう一つのポイントは指導内容の明確化です。現行の学習指導要領でも「何を教えるか」（指導内容の明確化）が重視されました。今回の改訂では、特に、「思考力、判断力、表現力等」及び「学びに向かう力、人間性等」の内容がより具体的に示されています。「思考力、判断力、表現力等」について、第1学年及び第2学年では、「体の動かし方や運動の行い方に関する思考力、判断力、表現力等」「体力や健康・安全に関する思考力、判断力、表現力等」「運動実践につながる態度に関する思考力、判断力、表現力等」が、第3学年では、これらに加えて「生涯スポーツの設計に関する思考力、判断力、表現力等」を育成することが目指され、その具体的内容が各領域のまとまりのなかで例示として

示されています。

また、「学びに向かう力、人間性等」について、他教科等や保健分野では、目標において全体としてまとめて示すことで具体的な指導内容は示されていません。しかし、体育分野においては、豊かなスポーツライフの実現に向け、これまでも運動への愛好的態度や公正、協力、責任、参画、健康・安全に関する態度を指導内容として扱ってきました。そこで、今回の改訂では、「一人一人の違いを認めようとする」「一人一人の違いを大切にしようとする」など共生に関する態度を加え、「学びに向かう力、人間性等」に対応した指導内容として、その具体的な内容が各領域のまとまりのなかで例示として示されています。

さらに、「知識及び技能」についても、特に「知識」において、体の動かし方や用具の操作方法など特定の運動種目の「具体的な知識」、運動の実践や生涯スポーツにつながる概念や法則などの「汎用的な知識」など、内容が明確化されています。

これら三つの資質・能力をバランスよく育むことで、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力の育成を図っていきます。

3) 体づくり運動の見直し：子供の体力向上と運動やスポーツの習慣化

子供の体力の低下傾向に対応して、前回の改訂では「体づくり運動」の指導の時間数の目安が示され、自らのねらいに応じて運動の計画を立てて取り組む能力の育成が重視されました。一定の成果は報告されているものの、運動する子供とそうでない子供の二極化傾向は依然としてみられており、特に、中学生女子の運動習慣に課題があることが指摘されています。そうした状況を踏まえ、「体づくり運動」において、運動を通して体を動かす楽しさや心地よさを味わわせることや、健康や体力の状況に応じて体力を高める必要性を認識させ、運動の日常化や習慣化につなげることが一層重視されています。

例えば、「体ほぐしの運動」では、表3のように、現行では「心と体の関係に気付き、体の調子を整え、仲間と交流するための手軽な運動や律動的な運動を行うこと」であったのが、新学習指導要領では「手軽な運動を行い、心と体との関係や心身の状態に気付き、仲間と積極的に関わること」と変わりました。

表3. 「体ほぐしの運動」(第1学年及び第2学年)

〈現行の学習指導要領〉

心と体の関係に気付き、体の調子を整え、仲間と交流するための手軽な運動や律動的な運動を行うこと

〈新学習指導要領〉

手軽な運動を行い、心と体との関係や心身の状態に気付き、仲間と積極的に関わること

これは、単に「運動を行うこと」が目的ではなく、「運動を行うこと」を通して「心と体の関係や心身の状態に気付くこと」「仲間と積極的に関わり合うこと」がねらいであることを明確化させたと言えます。

また、従来の「体力を高める運動」の名称が、第1・第2学年では「体の動きを高める運動」に、第3学年では「実生活に生かす運動の計画」に変更されました。これは、「体力を高める」というイメージが強く、学習指導要領のねらいが十分浸透していない点も踏まえ、学習指導要領の内容やねらいに合わせて名称を変更したものとと言えます。さらに、「内容の取扱い」において、その他の領域とも関連を図って指導することや、音楽に合わせて運動したり、日常的に取り組める運動例を取り上げるなど、指導方法を工夫することで、体力の一層の向上や運動やスポーツの習慣化を図ることが求められます。

4) 運動やスポーツとの多様な関わり方の重視

今回は、スポーツ基本法が制定されて初めての改訂になります。これまでの「する、みる、支える」に「知る」を加え、豊かなスポーツライフの実現に向けて、スポーツとの多様な関わり方を楽しむことができるようになることが期待されています。

「体育理論」では、第1学年において「運動やスポーツの多様性」として「運動やスポーツの必要性和楽しさ」「運動やスポーツへの多様な関わり方」「運動やスポーツの多様な楽しみ方」について指導します。今回の改訂では、「運動やスポーツの多様な楽しみ方」の内容が新設され、「世代や機会に応じて、生涯にわたって運動やスポーツを楽しむためには、自己に適した多様な楽しみ方を見付けたり、工夫したりすることが大切であること」という内容が示されています。

また、今回の改訂では、「指導計画の作成と内容の取扱い」において、「体力や技能の程度、性別や障害の有無等に関わらず、運動の多様な楽しみ方を

共有することができるよう留意する」ことが示されています。体力や技能の程度、性別の違い等に関わらず、仲間とともに学ぶ経験やみんなが楽しむ、みんなで楽しむスポーツとの関わり方を身に付けることは、豊かなスポーツライフやスポーツを通じた共生社会の実現にもつながります。例えば、練習やゲーム、競技会や発表会などの場面において、一人一人の違いを認め、参加する仲間の状況に応じてルールを工夫したり楽しむ方法を考えたりすることは、豊かなスポーツライフを実現するために必要な力と言えるでしょう。

2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。それを契機として、オリンピック・パラリンピックの意義や価値等の内容について触れたり、各運動領域においても運動やスポーツを楽しむなかでオリンピック・パラリンピックへの関心を高め、「する、みる、支える、知る」等のスポーツとの多様な関わり方を育むことができれば、運動やスポーツの意義や価値等が広く浸透し、スポーツの発展や推進にもつながります。

5) 保健分野と体育分野との連携

保健分野で注目すべき点は、保健の内容が「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」になったことです。現行の学習指導要領では、保健分野は「知識」のみでした。今回の改訂では、ストレスへの対処や応急手当等の技能に関する内容が示されています。これらは、体育分野の「体ほぐしの運動」や「水泳」の内容とも関連させながら効果的に指導する必要があります。

また、「思考力、判断力、表現力等」に関連した内容も新たに加わり、健康課題の発見や解決に向けて思考し判断するとともに、学んだことや健康に関する自分の考えを伝える力の育成も重視されています。さらに、今回の改訂では、個人生活における健康課題を解決することを重視する観点から、「健康な生活と疾病の予防」の内容については各学年で取り扱うことになりました。加えて、現代的な健康課題の解決にむけて、「疾病の回復」や「がん」についても「内容の取扱い」のなかで新しく示されています。

そして、今回の改訂では、体育分野と保健分野の一層の関連を図った指導の充実が重視されています。保健体育科において、生涯にわたって健康を保持増

進し、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成するには、健康な生活と運動やスポーツとの関わりを深く理解したり、心と体が密接につながっていることを実感したりできるようにすることが重要です。保健分野と体育分野が相互に関連を図るとともに、養護教諭等と連携を密にして保健学習、保健指導、保健管理などとも関連させながら、健康に関する現代的な課題に対応した資質・能力の育成も図っていく必要があります。

4 | おわりに

学習指導要領が改訂されると、新しく提示された内容や考え方に注目が集まります。今回の改訂のポイントは、端的に言えば「質の向上」が目指されていると言えるでしょう。解説には「これまで地道に取り組まれ蓄積されてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉える必要はない」「授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、児童生徒に目指す資質・能力を育むために『主体的な学び』、『対話的な学び』、『深い学び』の視点で授業改善を進めるもの」「各教科等において通常行われている学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質を向上させることを主眼とするものであること」等が述べられています。

これから学校現場では、新学習指導要領に対応した授業を探究したり、模索されることになります。その際、全く新しい授業の姿を求めるのではなく、これからの社会の変化や子どもの実態等を踏まえながら、これまでの授業を振り返り、その充実や改善を図っていくことが大切だと言えます。今回の改訂で求めていることは、これからの教育の方向性や具体的な改善事項を踏まえつつ、よりよい授業の実現に向けて日頃の実践を振り返り、改善を図っていくことかもしれません。

注) 中学校の新学習指導要領及び解説は以下の URL で確認できます。

○中学校学習指導要領

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afiedfile/2017/06/21/1384661_5.pdf

○中学校学習指導要領解説保健体育編

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afiedfile/2017/07/25/1387018_8_1.pdf

いま、運動部活動はどう変わろうとしているのか

中小路徹

(朝日新聞編集委員・スポーツと社会担当)

1 現場の教員の声

- 「もっと部活動の時間を長くしてください」という生徒。「他の学校との差がついたら困ります」という熱心な保護者。「子どもに家でぶらぶらされても困る」と部活動を託児所ととらえる保護者。土日の部活は顧問による有償のボランティアであること、教員の多忙さをぜひ理解していただけたらと思います（富山県、30代女性）
- 教員間の評価までも部活の運営の良しあしによっているように感じます。原因は、中学校が体育会的イデオロギーに支配されていること、部活に力を入れる人間が幅を利かせやすいことなどが挙げられると思います（埼玉県、40代男性）

こんな声に、うなづく先生は少なくないかもしれない。これは昨年4月、読者と双方向の紙面づくりを目指す朝日新聞のフォーラム面で中学校の部活動を集めた際、アンケートに寄せられた教員の意見の、ごくごく一部である。

「運動部活動の行きすぎ」の問題は、昨年辺りから沸騰しているが、もちろん昨日今日の話ではない。

1997年に、文部省（現文部科学省）は「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」で、「中学校では週2日以上」「高校では週1日以上」といった休養日の設定例を出していた。もう20年も前である。

だが、実効性はなかった。

昨年12月に、スポーツ庁が全国体力調査で公表した中学の運動部活動の休養日設定状況は、「学校の決まりとして休養日を設けていない学校が22.4%、土日に設けていない学校が42.6%」。文科省が集計した昨年度の教員勤務実態調査では、「中学校の教員が土日に部活動にかかわる時間はそれぞれ平均130分で、10年前の約2倍」。

数字からも、部活動が長時間労働の一因となっている学校現場の悲鳴が聞こえてくる。

今年1月、文科省は運動部の休養日を求めることを全国の教育委員会などに通知した。その後、学校現場はどうなっているだろう。

今年6月、フォーラム面では再び中学校の部活動を集めた。一足飛びには変わらなくても、活動時

間に改善の芽は吹き始めているようだ。

- 土日両方1日練習だった部活を、今年は土日のうち片方の午前のみに変更できました。子どもたちからは不平不満が出ますが、トラブルにはなっていません（愛知県、20代男性）
- 今年度から「土日いずれかは休み」と学校で決めましたが、ほとんど守られていません。部活に熱心な教員は何を決めても守ろうとしません（埼玉県、20代男性）

フォーラム面のアンケートでは、昨年も今年も中学校部活動への満足度を聞いている。回答者は教員ばかりではないが、「大いに満足」は、昨年の4%から今年は13%に増加した。「どちらかという満足」はいずれも20%。一方、「どちらかという不満」が33%から30%、「大いに不満」は43%から37%に減少していた。

教員の不満は活動時間の長さにとどまらない。経験がない競技の顧問を任せられるミスマッチへの当惑の声も、多く寄せられた。

- 教えられないのに平日も休日も部活に行き、見ているだけの苦痛の時間を過ごしています。部員にも申し訳ないです（宮崎県、30代）

2 外部指導者の活用という「課題」

今年度から教員の負担を減らすべく、外部の人材が部活動指導員という形で引率もできるような学校教育法施行規則が改正されたが、顧問が専門的に教えられる部の指導水準を維持する意味でも、外部指導者の役割は大きくなっている。

ただ、こんな声も出る。

- 生徒指導の面でも、生徒を成長させる面でも、外部指導者に任せっきりになることは非常に危険だと感じる（神奈川県、20代女性）
- けがへの対応など、競技指導以外の「責任」は今まで通り、教師にあり、結局、練習や試合に引率することは避けられず、教師の負担が大きくは減らない状況が続くのでは（香川県、20代男性）

部活動指導に適した人を探せるかどうかを含め、外部人材の裁量を増やせば事が解決するというわけではないというのが、現場の実感だ。

3 前例踏襲と同調主義という旧弊

今年のフォーラム面のアンケートでは、「活動時間を一番左右するもの」も聞いてみた。すると、「前例踏襲・変えにくい雰囲気」が39%でトップ。「指導の熱心さ」が21%、「大会、コンクールなどの日程・成績」が17%で続いた。

○中学生の娘は毎日7時まで部活動。帰るとふらふらで勉強どころではありません。脚が痛いというので整形外科に連れていくと、安静にと言われました。でも、部活は休めない雰囲気です。上の子の時から活動時間短縮を学校に意見しましたが、他の学校も同じだからと流されてしまい、それ以上に強く意見できません（石川県、40代女性）

これは保護者からの投稿だ。

学校は前例主義と同調主義がどうしても場を支配する。部活動も新しいことへのトライは憚られ、前例踏襲が続いてきたのだろう。

そんな中、今年度から「月1回、月曜に部活は一斉に休み」という決まりをつくった横浜市の公立中学校の校長が取材に応じてくれた。

この学校は昨年度までは部ごとに休む曜日を決めていた。だが、練習がない部の顧問も、他の部が練習していると帰りづらく、結局は午後8時まで居残る状態だった。そこで校長は「週1回の一斉休み」を職員会議で提案した。教員たちには練習量の減少への懸念があり、「月1回」が落としどころになったという。一斉休養日には会議も入れず、教員たちは午後6時半には姿を消す。校長は「生徒から強くなりたと言われると、やはり練習を多くしたくなる。先生たちにもジレンマがあるのだと思います」と話した。

愛知県では、今年度から教育委員会が部活動の休養日の基準を決め、中学校は平日を含めた週2日の休みを「必須」とした。

それを受け、愛知県内のある中学校では、土日のどちらかを含めた週2日の休養日を実践している。練習試合などで土日両日に活動した場合は、平日に代わりの休養日を増やす。学校間の不公平をなくするため、市の中学校の校長会で統一したそう。校長は「現場任せにすると、自分だけさぼっていると思われるのでは」という発想になる。だから、県が明確に指針を出したのは大きい。限られた時間で効率よく練習するよう、『やらされる練習』ではなく、子

どもを主体にする意識付けを図っていきたい」と語った。

国も改革に本腰を入れている。今年5月、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討委員会」が始まった。練習時間や休養日の設定のほか、部活動指導員の研修の内容、体罰やハラスメントの実態を踏まえた指導の在り方、民間や総合型地域スポーツクラブとの連携などに関し、今年度内にガイドラインをつくる予定だ。

4 実効性のある ガイドラインを打ち出せるか

近年の部活動改革への動きは、どちらかというと教員の多忙化解消の面からのアプローチが目立っていたが、この検討委員会は、学習時間や家族と過ごせるゆとりの確保や、顧問の競技経験に左右されずに専門的な指導が受けられる制度作りなど、生徒の側からとらえた色彩も濃い。

スポーツ庁の担当者は、実効性が伴わなかった1997年の調査研究報告と、今回のガイドラインの違いをこう話す。

「前回は、週5日制導入に伴い、中学は週2日は休もうという流れで、科学的根拠が薄かった。今回は、発育発達段階に応じた適正な練習量などを調べるスポーツ医科学調査の結果も踏まえる。練習をやりすぎた時の学習への影響や、子どもの発達発育への支障などを提示することで、説得力を高めたい」

20人の委員は、座長の友添秀則・早稲田大スポーツ科学学術院教授を始め、スポーツ界、医学界、教育界、法曹界、民間企業、NPO法人など多彩な顔ぶれだ。

5月の第1回会議では、「友人と楽しみたいという要望にも対応していくべきだ。部活動への考え方を変える転換期では」（山口香・筑波大准教授）、「日本サッカー協会のライセンスをもつ指導者なら休養を入れるのは当たり前だとわかるが、全国中学校体育大会の出場校の顧問でも半分しかライセンスをとっていない。研修会に出やすい体制も必要では」（山口隆文・日本サッカー協会技術委員）、「外傷予防の観点からも日数のガイドラインは必要」（川原貴・日本臨床スポーツ医学会理事長）など、様々な意見が出た。

新潟県の総合型地域スポーツクラブ希楽^{きらら}の渡辺優子理事長からは、「学校に生徒が希望する競技の

部活動がない場合に、生徒をバスで送迎をして、外部指導者のもとで練習ができる地域課題解決型の実践をしている」という報告もあった。

何十年も続いてきた部活動は広範な要素を背負い、どこかを解決すればすべてが解決するという構図にはならない。むしろ、何かを変えれば反面の問題が生じるがんじがらめの構造になってしまっている。

例えば、部活動を競技志向から切り離すことで行きすぎをなくそうとしても、現実としてスポーツ推薦で進学する生徒がおり、一定以上の生徒と保護者は、部活動が勝利に向かって突き進んでくれることを望む。

外部の部活動指導員が単独で部活動を引率できるよう活動の幅が広がっても、「現実には『少しでも手伝える』という人が多く、引率までとなると、大きな責任を負って週末も拘束される一方、安い手当では生活が成り立たないので、指導員にはならない、ということが起こりえる」（西島央・首都大学東京准教授）という指摘もある。

5 | どう変わるべきか

そんな難しさを前提にしつつ、部活動改革を取材してきた立場から、問題解決につながり得る視点を、僭越ながら提示しておきたい。

■生徒の自主・自発への回帰

学習指導要領の総則に、部活動は「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」と記載されている。ここに立ち返ってはどうかだろう。

練習や試合で事細かく指示するのではなく、生徒に何が必要かを考えさせ、判断させる。そうした見守りを基本方針にすることで、短い練習時間で何をすべきかという生徒の自己マネジメントにつながり、「大人が中心になること」で生じる行きすぎと無縁になる。練習も安全管理をしっかりとすれば、顧問が常につきあう必要もない。

先行事例として、2006年に広島観音高サッカー部

を率いて全国優勝した畑喜美夫教諭（現・安芸南高）が実践する「ボトムアップ式」と呼ばれる指導法がある。練習メニューや試合の出場選手まで生徒たちに決めさせるやり方だ。社会に出た後を見据えた人材育成を目的にしたものだが、勝利という結果も出ているところが奥深い。

このやり方は中学の部活になると、顧問が決める割合を少し広めざるを得ないが、やはり大阪市立墨江丘中の陸上部は生徒の自主性を極めて大事にする手法をとり、昨年、砲丸投げで全国優勝者を出している。

■多様性の受け入れ

必ずしも勝利を目指す運動部活動でなく、自分のペースで体を動かすのが好きだという集まりでもいい。東京都世田谷区に、朝にだけ楽しく体を動かす「体力向上部」を置いている中学校がある。子どものニーズに応えるという視点を大切にできる。当然、行きすぎはあり得ない。

必ずしも学校単位ではなく、その競技をやりたい生徒を地域が集めて受け皿をなってもいい。東京都江東区が女子サッカーチームをつくり、区内の学校から集まっている事例がある。地域との連携が進み、自然と先生の負担も減る。

■前例踏襲の克服

愛知県のような自治体のリードと、スポーツ庁がガイドラインづくりで軸にしようとしているエビデンスによる説得力が、まず変化への後押しになるだろう。

前述のように部活動はがんじがらめの構造が出来上がっており、現場の個人個人が改善に向けて声を挙げようとしても、最初から巨大な壁が立ちはだかっている感覚に見舞われるのかもしれない。ただ、時代は変わっている。長時間労働が社会問題となり、スポーツ界でも、休養してこそパフォーマンスが上がるということが常識的になってきている。現場の「勇気」と「英断」にも期待したい。

中学保健体育科ニュース 2017年 No.3(通算25号)
2017年 9月15日発行

●編集 大修館書店編集部
●発行所 株式会社 大修館書店
〒113-8541 東京都文京区湯島2-1-1
TEL 03-3868-2298 (編集部) / FAX 03-3868-2645
[出版情報] <http://www.taishukan.co.jp>
●印刷・製本 広研印刷株式会社